

○尼崎市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和57年8月24日

公平委員会規則第3号

改正 平成28年3月24日公平委員会規則第3号

令和3年3月26日公平委員会規則第1号

尼崎市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年尼崎市公平委員会規則第2号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、本市職員（以下「職員」という。）の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置について必要な事項を定めるものとする。

（平28公平委規則3・一部改正）

（措置の要求）

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、措置要求書（第1号様式）に関係資料を添えて、尼崎市公平委員会（以下「公平委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、審査の係属中においても資料を提出することを妨げない。

2 措置要求書の記載事項について変更を生じた場合は、措置の要求をした職員（以下「要求者」という。）は、速やかにその旨を公平委員会に届け出なければならない。

（平28公平委規則3・一部改正）

（共同措置の要求）

第3条 職員は、同一内容の措置の要求をしようとする場合には、共同して行うことができる。

2 前項の場合においては、措置の要求をしようとする職員は、代表者1人を互選し、この者を通じて前項の措置の要求を行うものとする。

3 職員は、第1項の措置の要求をしようとする場合には、前条第1項の規定にかかわらず、共同措置要求書（第2号様式）及び要求者名簿（第3号様式）に関係資料を添えて、公平委員会に提出しなければならない。

4 前条第1項ただし書及び同条第2項の規定は第1項の措置の要求について、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年公平委員会規則第1号。以下「審査請求規

則」という。)第13条の規定は第2項の代表者の権限について準用する。

(平28公平委規則3・一部改正)

(審査事務担当者の指名)

第4条 公平委員会は、措置の要求があつた場合において必要があると認めるときは、公平委員会の委員の中から、その要求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができる。

(措置の要求書の調査)

第5条 公平委員会は、措置要求書又は共同措置要求書(以下「措置の要求書」という。)が提出されたときは、その記載事項及び添付資料並びに要求事項等について調査し、その要求を受理するかどうかについて決定を行うものとする。

2 公平委員会は、前項の調査の結果、措置の要求書に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて要求者にその補正を命じなければならない。ただし、不備の点が軽微であつて事案の内容に影響がないものと認められるときは、職権でこれを補正することができる。

(交渉の勧奨)

第6条 公平委員会は、前条第1項の決定を行う前に要求事項について交渉することが適当であると認めるときは、関係当事者(要求者及び当局をいう。以下同じ。)に対して当該交渉を行うよう勧奨することができる。

(受理及び却下の通知)

第7条 公平委員会は、措置の要求を受理した場合にはその旨を関係当事者に通知すると共に当局に措置の要求書の副本を送付するものとし、措置の要求を却下した場合にはその旨を要求者に通知するものとする。

(事案の審査)

第8条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、関係当事者その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対して書類又はその写しの提出を求め、その他の必要な事実調査を行うことができる。

2 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人を呼び出して証言を求め、又は証人に対し口頭による証言にかえて口述書を提出させることができる。この場合には、証人は口述書に署名押印しなければならない。

(口頭審理)

第9条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

2 審査請求規則第4章第2節の規定は、前項の口頭審理の手続について準用する。

(平28公平委規則3・一部改正)

(審査の併合又は分離)

第10条 公平委員会は、同一の事案又は相互に関連する事案に係る数個の措置の要求を併合して審査することができる。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

3 公平委員会は、前2項の規定により審査を併合し、又は分離したときは、その旨を関係当事者に通知するものとする。

4 審査請求規則第12条及び第13条の規定は、第1項の規定により審査の併合を行った場合について準用する。

(平28公平委規則3・一部改正)

(あつせん)

第11条 公平委員会は、適当であると認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間をあつせんすることができる。

(要求の取下げ)

第12条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、措置の要求取下申出書(第4号様式)により、その旨を公平委員会に申し出て行わなければならない。

3 公平委員会は、第1項の取下げがあつたときは、その旨を当局に通知するものとする。

4 取下げのあつた措置の要求の部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の打ち切り)

第13条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合、又は関係当事者における交渉若しくは公平委員会のあつせんによる事案の解決若しくは要求の理由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打ち切り、措置の要求を却下することができる。

(判定書)

第14条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに判定を行い、判定書を作成するものとする。

2 前項の判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、公平委員会の委員全員が署名しな

なければならない。

(1) 判定

(2) 理由

(3) 判定の日付

3 公平委員会は、判定書の正本を要求者（必要があると認めるときは、関係当事者）に送達しなければならない。

（令3公平委規則1・一部改正）

（勧告）

第15条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対して勧告書をもつて必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その勧告書の写しを同時に要求者に送達するものとする。

（準用）

第16条 審査請求規則第3条の規定は公平委員会に提出する書類の部数について、審査請求規則第3条の2の規定は公平委員会が行う書類の送達について、審査請求規則第14条から第17条までの規定は代理人及び代表者について、審査請求規則第43条の規定は審査の費用について準用する。

（平28公平委規則3・一部改正）

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、措置の要求及び審査の手続について必要な事項は、公平委員会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月24日公平委員会規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日公平委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

(第1号様式)

措 置 要 求 書

年 月 日

尼崎市公平委員会 様

氏 名

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置の要求をします。

措置要求をしようとする職員	役 職 務 名	
	氏 名 ・ 生 年 月 日	
	住 所	
	所属部局(勤務場所)	
要 求 事 項		
要 求 理 由		
当局との交渉経過の概要		

注 1 要求事項は明確に、要求理由は具体的かつ詳細に記載し、必要があれば、別紙にすること。

2 当局との交渉経過とは、要求者又はその者の属する職員団体が、要求事項について既に当局(地方公務員法第55条第4項に規定する当局をいう。)と交渉(地方公務員法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。)を行った場合をいう。

(第2号様式)

共 同 措 置 要 求 書

年 月 日

尼崎市公平委員会 様

代表者 氏 名

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置の要求をします。

代 表 者	役 職 務 名	
	氏 名 ・ 生 年 月 日	
	住 所	
	所属部局(勤務場所)	
措置要求をしよ うとする職員	人(代表者を除く)別添名簿のとおり	
要 求 事 項		
要 求 理 由		
当局との交渉経 過の概要		

- 注 1 要求事項は明確に、要求理由は具体的かつ詳細に記載し、必要があれば、別紙にすること。
- 2 当局との交渉経過とは、要求者又はその者の属する職員団体が、要求事項について既に当局(地方公務員法第55条第4項に規定する当局をいう。)と交渉(地方公務員法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。)を行った場合をいう。
- 3 代表者選任届を添付すること。

(第3号様式)

措置要求をしようとする職員名簿

役職務名	氏名	生年月日	住所	所属部局 (勤務場所)

(第4号様式)

措置の要求取下申出書

年 月 日

尼崎市公平委員会 様

氏 名

年 月 日 に係る措置の要求の 全  
部のうち  
の部分 を、次の理由により取り下げます。

理由



(第 1 号様式)

(令 3 公平委規則 1 ・ 一部改正)

(第 2 号様式)

(令 3 公平委規則 1 ・ 一部改正)

(第 3 号様式)

(第 4 号様式)

(令 3 公平委規則 1 ・ 一部改正)